

東北大学附属図書館本館カフェの運営事業者募集要項

令和 元年 9月24日

国立大学法人東北大学附属図書館長

大 隅 典 子

次のとおり、東北大学附属図書館本館に設置するカフェの運営事業者の募集を行います。

1. 募集内容

- (1) 募集名称
カフェの運営事業者
- (2) 業務内容
学生及び教職員等へのコーヒー等の飲食サービス業務
- (3) 設置場所
宮城県仙台市青葉区川内27-1 東北大学附属図書館1号館1階
- (4) 営業開始予定時期
令和2年1月
- (5) 東北大学川内キャンパスの学生及び教職員等の人数
約8,000人
- (6) 東北大学附属図書館本館の開館日数、開館時間、年間来館者数および動向
開館日数：約350日
開館時間：(平日) 8～22時、(土日祝日) 10～22時
来館者数：約65万人(うち、一般市民は約2万5千人)
月毎・時間帯毎の在館者数は別紙「参考資料」のとおり
- (7) 供給可能な設備
電気設備 単相 200/100V 20kVA 三相 200V 10kVA (目安)
給排水設備(飲水可)
※光熱水料は運営事業者の負担とする。
- (8) その他
サンドウィッチ、ドーナッツ等の軽食との販売組み合わせも可能とする。
厨房設備は電気式とする。
また、店舗内における附属図書館オリジナルグッズ(絵葉書、クリアファイル、一筆箋等)及び図録等の販売については別途協議する。

2. 業務の目的・趣旨

東北大学附属図書館(以下「図書館」という。)は設置から100年以上の歴史の中で、本学の学術情報流通の中核拠点として、教育・研究活動の支援に加えて、国内外及び地域への社会貢献にも寄与している。

図書館は年間約350日開館し、約65万人の来館者を迎える。学生、教職員及び一般市民の利便性を図るとともに、図書館の新たな環境作りの一環として、平成27年度から1階エントランスとテラスに隣接した空間にカフェを設置している。

図書館のカフェ機能は、学生が長時間の学習に疲れた身体を癒やし、リラックスした雰囲気の中で楽しく語らう場として、また、教職員が知的空間である図書館の中でコーヒー等を片手に研究に関する談義ができる場として、図書館の付加価値を高める意味で大きな役割がある。

このような役割を果たすカフェの経営が可能な出店者を企画提案により募集するものである。

3. 参加する者に必要な資格及び要件等

- (1) 国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第6条及び7条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国立大学法人東北大学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 宮城県暴力団排除条例第2条に定義されるものでないこと。
- (6) 破壊活動防止法に規定する暴力主義的破壊活動若しくはせん動を行った団体又はその構成員となっている者でないこと。
- (7) 国立大学法人東北大学が募集要項で指定する内容等を満たす者であること。
- (8) 過去3年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者でないこと。
- (9) その他、本学競争参加につき不適当を認めた者でないこと。

4. 選考方法

(1) 選定方法

「東北大学附属図書館本館カフェの運営事業者に対する要求事項」(別紙1)の各要求内容に基づき、企画提案書により提案された業務内容等について、「審査基準」(別紙2)を基に(必要に応じてヒアリングを行う。)総合的に勘案した上で選考する。

(2) 結果通知

提案者全員に文書で選定結果を通知する。なお、ヒアリングを行う場合は、事前に申込者へ連絡する。

5. 提案書の提出方法等について

(1) 提出方法

郵送又は持参すること。

郵送：簡易書留、宅配便等で送付すること。

持参：受付時間は平日9時から17時までとする。

使用言語：提案書は日本語で記載すること。

(2) 提出書類

①誓約書 1部 様式は別紙3のとおり。

②企画提案書 10部 様式は別紙4のとおり。

③会社の概要 10部 (パンフレット可)

④その他参考となる資料があれば、適宜提出願います。 10部

(3) 提出期限

令和元年10月23日(水) 17時必着

(4) 提出先

〒980-8575 宮城県仙台市青葉区川内27-1

国立大学法人東北大学附属図書館総務課会計係

電話：022-795-5914

FAX：022-795-5909

E-mail: lib-kaikei@grp.tohoku.ac.jp

(5) その他

提案書の作成費用については、選定結果に拘らず提案者の負担とする。また、提出された提案書等については返却しない。

6. 不動産貸付契約書

選定された者は、「不動産貸付契約書（案）」（別紙5）により、年度毎1年更新の不動産の賃貸借契約の締結をするものとする。なお、契約の始期は営業開始に向けた準備のため不動産（建物）の使用を開始した日とする。